

掛川市告示第18号

掛川市相談支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第125号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月14日

掛川市長 松 井 三 郎

第1条中「掛川市障害者自立支援法施行細則」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

第3条第7号中「地域自立支援協議会の」を「協議会への」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。